

2021年6月吉日

「生業訴訟」支援の皆様へ

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟

原 告 団 長 中島 孝

弁護団共同代表 安田純治

菊池 紘

上告審「公正な判決を求める署名」へのご協力のお願い

謹啓

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。また「生業訴訟」に対しましては、平素より多大なるご支援をいただきありがとうございます。特に控訴審の署名に対して心より感謝申し上げます。

さて、生業訴訟の上告審は最高裁第2小法廷に係属し、今月16日に最高裁への要請を迎えるました。さらに同じ小法廷には「原子力損害賠償群馬訴訟(略して群馬訴訟)」と「福島第一原発損害賠償千葉訴訟(略して千葉訴訟)」が一緒になる見込みです。判決も3訴訟とも同時になるとの予想もあります。

生業訴訟の目的は事故に対する国の法的責任を明確にし、その責任を前提にした救済策がとられることがあります。そのためには、早ければ来年にも予想される生業訴訟の最高裁判決を完全に勝ち切ることが不可欠です。そうした積み重ねが、原状回復、被害者の全体救済、脱原発へつながっていくことになります。

私たちは一審・二審で「公正な判決を求める署名」を全国に呼びかけ、裁判所に提出する取り組みをしました。累計で、38万筆余もの署名を提出することができました。裁判の行方に関する社会の注目を高めることが、原告の要求に沿った判決に結びついたと体験しました。上告審でも公正判決を求める署名を展開します。全国の支援者の皆様のご協力を得ながら、この意義ある裁判に勝利し、国と東京電力の責任を明確にして、全ての原発事故被害者の救済を実現したいと考えております。

全国の支援者に、生業訴訟、群馬訴訟、千葉訴訟のそれぞれの原告団が個別の署名を要請するのは、受けるほうも煩雑と思われます。そのために共同署名にして、各原告団が頑張るという方式にしました。お手数ですが、下記の要領で署名をお願いいたします。

皆様のご支援・ご協力を、何卒よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

- ◆ 署名募集期間 2021年6月15日 ~ 2022年11月末日
- ◆ 回 収 方 法 同封の返信用封筒などで原告団事務局までご送付ください。
Faxでのご送付も承ります。
- ◆ そ の 他 署名用紙の追加等は、原告団事務局までお申し付けください。
尚、用紙をコピーしてお使いいただいても結構です。
署名者は年齢・国籍を問いません。
- ◆ お問い合わせ先 「生業訴訟」原告団事務局

福島市五老内町9-4 オフィスビル 2階北
Tel:024(572)6480 Fax:024(572)6481
Eメール: jimukyoku@nariwaisoshou.jp

最高裁判所に「公正な判決を求める」署名

ご協力のお願いです。

●今も危機的状況が続く「3・11 福島第一原発事故」から10年です。原発事故で故郷に戻れない、仕事を失った、家族を亡くした、などの被害を蒙った多くの被害者が裁判に訴え、国や東電の責任を明らかにしてもとの暮らしを取り戻そうと、全国で30ほどの訴訟をこの間たたかって参りました。そのいくつかは、今年から最高裁でのたたかいとなります。

●被害者は地元で、あるいは避難先で、それぞれが必死に努力していますが、生業の再建は困難から抜け出せないでいます。それにもかかわらず、国と東電はこれまでに救済策を次々と打ち切ってきました。

被害者があきらめて声を上げなくなったら「原発事故は終わった」ことにする、と言わんばかりの狙いが透けて見えます。

●最高裁で、国や東電の事故への責任を認める勝利判決を確定させれば、政府もそれに従わざるを得なくなります。被害者の声を押さえつけ、事故を終わったことに対する前提が崩れます。それでようやく、全ての被害者を救済し、健康被害を防ぎ、原発事故を根絶する道へと転換する可能性が開けてきます。

●「人の命より、企業の儲け」が優先されるといった、到底あってはならない《逆立ち現象》が日本社会に充満しています。

私たちの原発訴訟は「人の命や暮らしが何よりも大切にされる社会」の実現を目指しています。皆さんと一緒にその世論づくりをしたいと心から願っています。

「公正判決を求める署名」に、どうぞお力を貸しください！

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟

原子力損害賠償群馬訴訟

福島第一原発事故損害賠償千葉訴訟

福島第一原発事故の責任の究明と被害救済、原発事故の根絶に向け
公正な判決を求める署名

最高裁判所 御中

人類史的な事故である東京電力福島第一原発事故による被害に基づき、貴裁判所に上告された下記事件は、国・東京電力の責任と被害者の救済のありかたが問われ、また私たちが原発事故にどのように向き合うのかを巡り、日本のみならず、世界からも注目されている裁判です。審理を担当されたみなさまのご努力に対し、心から敬意を表します。

この裁判は、全ての被害者の救済とともに、同様の過ちが繰り返されることがないことを切に願って行われました。

裁判の公正こそは、歴史の正しい指針であると信じています。貴裁判所が、司法に期待される役割を果たし、国民の負託に応える判断を示されることを切望します。

〔要請対象事件〕

- 1 「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟
(原判決 2020年9月30日、仙台高裁)
- 2 原子力損害賠償群馬訴訟 (原判決 2021年1月21日、東京高裁)
- 3 福島第一原発事故損害賠償千葉訴訟
(原判決 2021年2月19日、東京高裁)

氏名	住所

取り扱い団体：

署名集約先：原発被害者訴訟原告団全国連絡会
(窓口：「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟原告団)
〒960-8111 福島市五老内町9-4 オフィスビル2階北
TEL: 024-572-6480 FAX: 024-572-6481